

(愛南町支給決定基準)

サービス		区分	支給量を定める単位	支給決定基準			
				A	B	C	
				介護者なし	介護者に制限	介護者あり	
介護給付	居宅介護	区分6	時間/月	76時間/月	60時間/月	44時間/月	
		区分5		68時間/月	53時間/月	38時間/月	
		区分4		57時間/月	44時間/月	31時間/月	
		区分3		46時間/月	35時間/月	24時間/月	
		区分2		35時間/月	26時間/月	17時間/月	
		区分1		30時間/月	21時間/月	14時間/月	
		障害児		57時間/月	44時間/月	31時間/月	
	行動援護	区分6	時間/月	73時間/月			
		区分5		56時間/月			
		区分4		42時間/月			
		区分3		31時間/月			
		障害児		40時間/月			
	重度訪問介護	区分6	時間/月	186時間/月	155時間/月	124時間/月	
		区分5		169時間/月	141時間/月	113時間/月	
		区分4		150時間/月	125時間/月	100時間/月	
	短期入所	区分1以上	日/月	14日/月		7日/月	
	同行援護		時間/月	58時間/月			
	生活介護	区分3以上	日/月	当該月の日数から8日を控除した日数			
	療養介護	区分5以上	日/月	各月の日数			
施設入所支援	区分4以上	日/月	各月の日数				
訓練給付	就労定着支援		日/月	各月の日数			
	自立生活援助		日/月	各月の日数			
	自立訓練	機能訓練		日/月	当該月の日数から8日を控除した日数		
		生活訓練		日/月	当該月の日数から8日を控除した日数		
	宿泊型自立訓練		日/月	各月の日数			
	就労移行支援		日/月	当該月の日数から8日を控除した日数			
	就労継続支援A型		日/月	当該月の日数から8日を控除した日数			
	就労継続支援B型		日/月	当該月の日数から8日を控除した日数			
	共同生活援助			各月の日数			
	受託居宅介護サービス	区分6	分/月	1,900分/月			
		区分5	分/月	1,300分/月			
		区分4	分/月	900分/月			
区分3		分/月	600分/月				
区分2		分/月	150分/月				
障害児通所支援	児童発達支援		日/月	当該月の日数から8日を控除した日数			
	放課後等デイサービス		日/月	当該月の日数から8日を控除した日数			
	保育所等訪問支援		日/月	5日/月			

※1 介護保険制度との併給は上記基準量の1/2

※2 支給決定基準を超える支給量を希望する場合は、市町村審査会に諮り支給量を決定する。

※3 生活介護について、50歳以上の者は区分2以上、施設入所支援を利用する場合は区分4以上(ただし、50歳以上の者は区分2以上)

※4 施設入所支援について、50歳以上の者は区分3以上